

麻酔科標榜許可書書換及び再交付申請に係る QA

1 交付までにはどのくらいかかるのか。

(答) 通常1か月～2か月程度かかります。

2 氏名に変更がある場合は、どうすればよいですか。

(答) 氏名に変更がある場合は、書換交付申請が必要となります。なお、旧姓併記を希望する場合は、麻酔科標榜許可書書換交付申請書の「訂正事項（変更後）」の欄に括弧書きで旧姓をご記載ください。

(記載例) 戸籍上の氏名が「厚生 太郎」、旧姓が「労働」である場合、「訂正事項（変更後）」の欄に「厚生（労働） 太郎」と記載。

3 許可書を紛失してしまったのだが、電話で登録番号等を回答してくれるか。

(答) 口頭でのお答えはいたしかねます。再交付申請を行って下さい。

4 書換申請と再交付申請は同時に行えるか。

(答) 書換申請と再交付申請を同時に行うことは可能です。同時に申請を行う場合、氏名を確認できる書類（戸籍抄本等）は一部で構いません。

5 許可書はどこに送付されるのか。

(答) 申請書に記載されている現在の勤務先へ普通郵便で郵送いたします。書留等での送付を希望される場合や、その他の宛先への郵送を希望される場合には、返送用封筒を厚生労働省医政局総務課まで郵送してください。返送用封筒には、角2封筒（A4サイズ）に送付先（自宅又は勤務先）及び氏名を記載し、必要金額（普通郵便の場合は270円）分の切手を貼付してください。

6 許可を受けた本人が死亡した場合、手続等は必要か。

(答) 麻酔科標榜に係る手続の必要はありません。